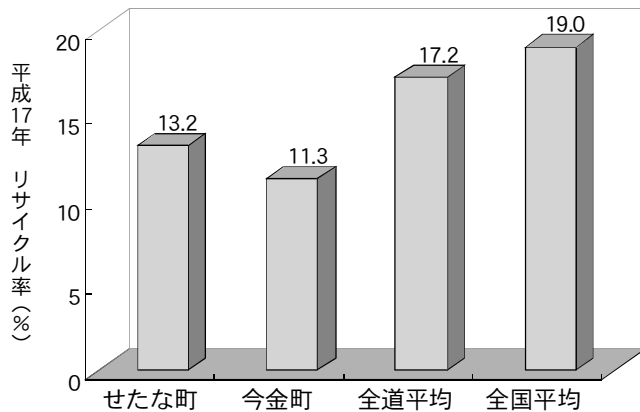


■低いリサイクル率

一般ごみの総量に対する、リサイクルされている資源ごみの割合を「リサイクル率」といいます。これは、ごみをどれだけ資源として活かしているかを示すものです。平成17年のリサイクル率を左図に示します。

せたな町のリサイクル率は、全国平均から比べると3割ほど低いことから、せたな町は全国から比べると貴重な資源をごみとして廃棄していることがわかります。



■資源ごみを中間処理するリサイクルセンター施設

町には、カンやペットボトル、紙類などを資源として中間処理する「リサイクルセンター施設」があります。分別回収された「資源」は、この施設で処理されて業者に引き渡されます。

その際、最も問題になることは「異物混入」で、缶やペットボトルにタバコの吸殻などが入っていると資源としての価値は下がり、再資源化できないものも出てきます。分別収集されるものとはごみではなく「資源」であるということ、最終段階で異物を取り除くということは大きな労力が必要であることを意識し、さらなる分別の徹底にご協力をお願いします。



Reuse

(リユース・再利用)

Recycle

(リサイクル・再資源化)

ついてます リサイクルマーク

捨てる前に
よく見てください。
ほとんどみんなついてる
「リサイクルマーク」。



●資源ごみ回収助成

町では、ごみの減量及び資源ごみの有効活用を図るため、資源ごみの回収を行った団体に対し、補助金を交付しています。

・補助金額／基本額として5千円＋回収重量1kg当たり3円
事前に登録手続きが必要となりますので詳しくは、担当にお問い合わせください。

問合せ 町民児童課環境衛生係

0137・84・5111

●介護用雑布を募集しています

せたな町立国保病院では、介護の際、汚物などを処理するための使い捨てとなる雑布（タオル・下着シャツなど）を必要としています。ご家庭でいらなくなった雑布がありましたら、提供してくださいますようお願いいたします。

【昨年度ご協力頂いた皆さん】

・若松老人クラブ女性会・若松老人クラブ・社会福祉協議会・森井なよ子さん・高松タケさん・森井和夫さん・江上安子さん・平田節さん・宮本さん・平山さん（ご協力ありがとうございました）

問合せ せたな町立国保病院

0137・84・5321

野焼き・不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）で罰せられます。

罰則 野焼き

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又は併科

罰則 産業廃棄物の不法投棄

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又は併科（法人は1億円以下の加重税）

罰則 一般廃棄物の不法投棄

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又は併科

最も危ない「野焼き」

野外でドラム缶やコンクリート製などの簡易焼却炉でごみを焼却する「野焼き」行為は、煙・悪臭などにより近隣住民に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因となります。

ダイオキシンは、人工物質としては、最も強い毒性をもつといわれ、紙・プラスチック類など塩素が含まれているものを、低温で燃やしたり、不完全燃焼させたときに大量に発生するので、「野焼き」が最も危ないことになります。

未遂でも処罰される不法投棄

定められた処分場以外に廃棄物を投棄する「不法投棄」。

正しい処理をおこなわず、不法投棄された廃棄物からは、有害物質が漏れだし、環境破壊を引き起こすこともあります。

その場合、海、山、川などの自然環境が汚染され、私たちの健康や生活に重大な被害を与えかねません。

また、捨てるのは簡単ですが、撤去回収するのはとても大変です。もとの美しい自然を回復するのはむずかしく、多大な期間と費用がかかります。

地球の未来、子どもたちの未来を守るためにも、ごみの「野焼き・不法投棄」は絶対に止めましょう。



「野焼き 不法投棄」は犯罪です

Rule
(ルール規則)

野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。
未来の地球と子供たちのためにもルールを守りましょう。



●簡易焼却炉処分のお手伝い

町では、お手持ちの簡易焼却炉の処分にお困りの方に対して、必要に応じ相談を受け付けております。お気軽に担当にご連絡ください。

問合せ 町民児童課環境衛生係

0137・84・5111

●不法投棄された廃棄物をボランティアで処分

3月21日（金）、北檜山区の有限会社細川産業（細川大二社長）さんが北檜山区豊岡の不法投棄された廃棄物をボランティアで処分してくださいました。廃棄物の総量は、ダンブ10台分の約27tもありました。ご協力ありがとうございました。

